

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	大分市 固定資産税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、固定資産税賦課事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分市長

公表日

令和7年9月2日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税賦課事務
②事務の内容	固定資産税は、賦課期日(1月1日)時点における、土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税を行うものである。また、その管理に当たっては、以下の事務により行うものである。 1. 土地・家屋調査・評価業務 (1)法務局や建築関係担当課から、登記情報や建築確認等の情報、所有者の情報を取得する。 (2)取得した情報を固定資産税システムに入力し、評価を行う。 2. 償却資産調査・評価業務 (1)申告書に基づき、必要に応じて調査を行い、償却資産の保有情報を取得する。 (2)取得した情報を固定資産税システムに入力し、評価を行う。 3. 宛名管理業務 (1)住民登録が無い場合、法務局の書類に基づき、宛名情報を登録する。 (2)各種申告書・届出書に基づいて、宛名情報の更新や送付先設定を行う。 4. 固定資産税の課税及び、納税通知書発送業務 (1)当初賦課処理を行い、納税通知書を発送する。 (2)賦課更正処理により更正及び随時課税等を行い、必要に応じて納税通知書を発送する。 (3)返戻された納税通知書の調査を行う。 5. 証明書等の発行 (1)申請に基づき、課税台帳兼名寄帳や各種証明を発行する。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	固定資産税システム	
②システムの機能	固定資産税の土地・家屋の賦課に関する以下の処理を行う。 1. 土地・家屋の評価・賦課処理 2. 当初処理 3. 納税通知書の発行処理 4. 賦課更正処理 固定資産税の償却資産の賦課に関する以下の電算処理を行う。 1. 償却資産の評価・賦課処理 2. 当初処理 3. 納税通知書の発行処理 4. 賦課更正処理	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他	☒ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム

システム2～5

システム2	
①システムの名称	地方税ポータルシステム
②システムの機能	1. 申告データの審査と管理 2. 申請・届出データの審査と管理 3. 申告データの連携 4. 償却資産申告データの連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他（eLTAXから出力したXMLファイルを、固定資産税システムに取り込みを行うため、接続はしていない。）
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存住基システムの宛名番号とをひも付けて管理する。 2. 宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本5情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他（中間サーバー）
システム4	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	大分市における共通機能・共通データの集約化、運用プロセス、ソフトウェアアーキテクチャの規定化など、ソフトウェア面でのシステム全体を見据えた統一化を担う。 1. 統合データ管理に関する事務 各業務システムで必要となるデータを、共通基盤システムが提供する統合データベースで管理する。 2. データ連携に関する事務 共通基盤システムが提供するFTPによるファイル連携により、業務システム間でデータ連携を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他（固定資産税GIS、家屋評価システム）

システム5

①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
②システムの機能	住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム。 1. 本人確認に関する事務 住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、本人情報の確認を行う。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（	☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム6～10

システム6

①システムの名称	固定資産税GIS	
②システムの機能	固定資産の土地に関して以下の処理を行う。 1. 土地の評価計算処理を行う。 2. 土地の所有者の異動、合筆、分筆等の処理を行う。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (	☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム7

①システムの名称	家屋評価システム	
②システムの機能	固定資産税について家屋の評価計算を行う。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等	☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム ☒ その他（建築確認申請の情報をデータで取得し家屋評価システムに取り込んでいる。）

システム8	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存の住民基本台帳システム（以下「住基システム」という。）、統合宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得（※）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 （※）セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 - 符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 - 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能 - 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能 - 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム等及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能 - 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 - 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として保持・管理する機能 - データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 - セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能 - 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能 - システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム9	
①システムの名称	住民基本台帳システム
②システムの機能	住民に関する以下の電算処理を行う - 住民票作成管理機能（修正・消除含む） - 住民票の照会 - 住民票等証明書・通知書の発行 - 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携 - 法務省情報連携システムとの連携 - 都道府県報告資料（統計関係）や閲覧資料の作成 - 住民票関係情報の提供（団体内統合宛名システムを経由して、情報提供ネットワークシステムに接続） - 個人番号カードおよび住民基本台帳カードの発行状況確認 - 国保資格等個別事項情報の管理
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）

システム10	
①システムの名称	収納システム
②システムの機能	市税(国保税を除く)の収納に関する以下の電算処理を行う。 1. 収納処理 2. 還付・充当処理 3. 督促処理 4. 返戻公示処理 5. 口座振替、振込情報作成処理 6. 納税証明等発行処理 7. 各種情報管理(調定収納情報、納付書発行情報、処分情報、時効情報、欠損情報) 8. 統計集計作成補助
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	地方団体の基幹税務システムで作成された相続税法第58条通知データ(CSVファイル)をLGWAN(eLTAX)を経由して国税庁へ送付する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (固定資産税システムから出力したCSVファイルを国税連携システムに取り込み) を行うため、接続はしていない。
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
固定資産税ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表24の項	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会)番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (情報提供)なし(情報提供は行わない)	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	大分市役所 財務部 資産税課 企画部 デジタル戦略局 情報政策課	
②所属長の役職名	資産税課長 情報政策課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

固定資産税ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市に土地、家屋又は償却資産を所有する者	
その必要性	固定資産税の適正かつ公平な課税を行うため	
④記録される項目	[100項目以上]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性 個人番号、その他識別番号:対象者を特定するために保有 5情報:登記記載情報を保持するために所有 地方税関係情報:固定資産税賦課事務のために保有	
	全ての記録項目	
⑤保有開始日	平成27年10月5日	
⑥事務担当部署	大分市財務部資産税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		固定資産税の適正かつ公平な賦課事務を行うため
④使用の主体	使用部署	資産税課、納税課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		I 土地・家屋の登記情報の管理 ・土地・家屋の登記情報の入力 ・登記名義人情報の登録 ・土地家屋課税台帳から土地・家屋の登記情報・所有者情報の参照 II 償却資産の課税事務 ・申告書等の送付 ・償却資産の保有情報の入力・評価 III 賦課事務 ・当初処理を行い、納税義務者へ宛名情報を基に納税通知書の発送 ・賦課更正処理を行い、納税義務者の宛名情報を基に納税通知書の発送
	情報の突合	内部識別の宛名番号と個人番号をひも付けて使用する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1	
システム管理・運用業務、操作業務委託	
①委託内容	
システム管理・運用業務、オペレーションに係る業務	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
(株)オーイーシー 日本電気(株)	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項2～5	
委託事項2	
固定資産税納税通知書等作成・封入封緘業務委託	
①委託内容	
当初賦課決定後の納税通知書等発行及び封入封緘	
②委託先における取扱者数	50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
TOPPANエッジ株式会社大分営業所	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☒ 移転を行っている (1) 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	納税課
①法令上の根拠	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条
②移転先における用途	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条に掲げる各事務
③移転する情報	固定資産税の収税に必要な情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<システム保有データ> ・サーバ室の入口で生体認証によるチェックを行い、サーバの操作が許可された者だけが入室できる場所にサーバを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 <紙媒体> ・廃棄予定の情報も含め鍵付きのキャビネットもしくは倉庫へ保管し、立ち入りを制限している。 ・鍵の保管場所については関係者以外には知らせず、部外者による入手を制限している。 <ガバメントクラウドにおける措置> 1. サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 2. 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 2. 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

人的情報		共有明細情報		10 個人法人CL	70 区分所有税額都	130 不均一減税額都合計
1 相当年度		1 相当年度		11 共有賦課CL	71 課税分割税額固	131 不均一減税額固家区
2 義務者宛名番号		2 共有宛名番号		12 非課税CD	72 課税分割税額都	132 不均一減税額都家区
3 非課税CD		3 共有枝番		13 減免CD	73 算出税額固人減前	133 異動年月日
4 非課税開始年		4 部屋番号		14 土地免点未滿F	74 算出税額都人減前	134 相当減免税額固土区
5 非課税終了年		5 構成員宛名番号		15 家屋免点未滿F	75 人の減免税額固	135 相当減免税額固家区
6 減免CD		6 構成員共有枝番		16 償却免点未滿F	76 人の減免税額都	136 相当減免税額固合計
7 減免開始年		7 構成員数		17 調定報奨金	77 強制減免税額固合計	137 相当減免税額都土区
8 減免終了年		8 個人法人CL		18 前納用確認番号	78 強制減免税額都合計	138 相当減免税額都家区
9 申請年月日		9 持分不明F		19 特例前課標額固土地	79 差引税額固土地	139 相当減免税額都合計
10 納税通知書差替区分		10 持分分子		20 特例前課標額固家屋	80 差引税額固家屋	140 土区免点未滿F
11 発行停止CL		11 持分分母		21 特例前課標額固償却	81 差引税額固	141 家区免点未滿F
12 土家更正保留F		12 法人持分分子		22 特例前課標額都土地	82 差引税額都土地	142 減免税額固土分
13 償却更正保留F		13 法人持分分母		23 特例前課標額都家屋	83 差引税額都家屋	143 減免税額都土分
14 減免開始年月日		14 税額按分率固		24 特例課標額固土地	84 差引税額都	144 減免税額固家分
15 減免終了年月日		15 税額按分率都		25 特例課標額固家屋	85 差引税額合計	145 減免税額都家分
16 死亡の符号		16 家屋評価補正率		26 特例課標額固償却	86 既課税額	146 減免税額固土区
17 相続人氏名名称		17 登記名義人氏名名称		27 特例課標額都土地	87 年税額	147 減免税額都土区
18 相続人住所所在地		18 登記名義人住所所在地		28 特例課標額都家屋	88 国保用税額	148 減免税額固家区一棟
19 外相続人F		19 敷地権CD		29 課標額固土地	89 納税通知書発行年月日	149 減免税額都家区一棟
20 会社法人等番号		20 補正係数CL		30 課標額固家屋	90 期別税額手入力F	150 課標額固家屋補正前
21 外国居住者国内連絡先		21 非住宅F		31 課標額固償却	91 更正事由CD	151 課標額固合計補正前
22 検索用情報		22 要個別通知F		32 課標額固合計	92 更正年月日	152 課標額都家屋補正前
23 住所に代わる事項		23 異動事由CD		33 課標額都土地	93 更正処理期CD	153 課標額都合計補正前
		24 異動年月日		34 課標額都家屋	94 通知書発行CL	154 相当課標固家区補前
		25 台帳番号家屋		35 課標額都合計	95 当初賦課F	155 相当課標都家区補前
共有管理情報		26 明細番号		36 算出税額固土地	96 賦課期日時点F	156 課税分割税額固土地
1 相当年度		27 階層補正適用除外F		37 算出税額固家屋	97 賦課期別税額履歴番号	157 課税分割税額都土地
2 共有宛名番号		28 義務者事由CL		38 算出税額固	98 賦課按元土履歴番号	158 課税分割税額固家屋
3 履歴番号		29 現所有申告年月日		39 算出税額都土地	99 賦課按元家履歴番号	159 課税分割税額都家屋
4 最終枝番		30 登記持分不明F		40 算出税額都家屋	100 賦課按税詳細履歴番号	
5 代表者宛名番号		31 登記持分分子		41 算出税額都	101 強制入力F	賦課期別税額情報
6 代表者個人法人CL		32 登記持分分母		42 固定資産税減税額	102 備考	1 税目CD
7 共有分割CD		33 共有管理履歴番号		43 都市計画税減税額	103 相当課標額固土区	2 相当年度
8 構成員不詳F		34 相続人氏名名称		44 軽減税額固土地	104 相当課標額固家区	3 義務者宛名番号
9 外人数		35 相続人住所所在地		45 軽減税額固家屋	105 相当課標額固土分	4 賦課期別税額履歴番号
10 持分分子合計				46 軽減税額固合計	106 相当課標額固家分	5 課税年度
11 持分分母合計				47 軽減税額都土地	107 相当課標額都土区	6 期別CD
12 法人持分分子合計		所在地情報		48 軽減税額都家屋	108 相当課標額都家区	7 期別税額
13 法人持分分母合計		1 所在地大字		49 軽減税額都合計	109 相当課標額都土分	8 印字調定額
14 補正係数算出CL		2 所在地小字		50 算出税額固軽減後土地	110 相当課標額都家分	9 確認番号
15 補正一括更新CL		3 所在地大字カナ		51 算出税額固軽減後家屋	111 区分所有税額固土地	10 期別税額固
16 補正係数固		4 所在地小字カナ		52 算出税額固軽減後	112 区分所有税額固家屋	11 期別税額都
17 補正係数都		5 所在地大字カナ清音		53 算出税額都軽減後土地	113 区分所有税額都土地	12 期別税額固土家
18 マンション漢字名		6 所在地小字カナ清音		54 算出税額都軽減後家屋	114 区分所有税額都家屋	13 期別税額固償却
19 マンションカナ名		7 所在地大字漢字		55 算出税額都軽減後	115 特例減税額固家区	
20 マンション清音カナ名		8 所在地小字漢字		56 減免税額固土地	116 特例減税額都家区	土地基本情報
21 入力状態CL		9 担当コード		57 減免税額固家屋	117 軽減税額固家区	1 相当年度
22 異動年月日		10 小字必須F		58 減免税額固償却	118 軽減税額都家区	2 物件CD
23 論理削除F		11 大字F		59 減免税額固合計	119 減免税額固家区	3 土地基本履歴番号
24 論理削除年月日				60 減免税額都土地	120 減免税額都家区	4 異動事由CD
25 備考		賦課情報		61 減免税額都家屋	121 軽減税額固償却	5 異動年月日
26 部屋別減税CL		1 税目CD		62 減免税額都合計	122 階層補正増減額固	6 所在地大字
27 台帳番号一棟		2 相当年度		63 算出税額固単有分土地	123 階層補正増減額都	7 所在地小字
28 持分CL		3 義務者宛名番号		64 算出税額固単有分家屋	124 不均一減税額固土地	8 所在地地番
29 台帳番号家屋		4 賦課履歴番号		65 算出税額固単有分	125 不均一減税額固家屋	9 所在地合併CD
30 階層補正持分分子		5 課税年度		66 算出税額都単有分土地	126 不均一減税額固償却	10 所在地分離番号
31 階層補正持分分母		6 通知書番号		67 算出税額都単有分家屋	127 不均一減税額固合計	11 地番別名称
32 告知分納付書出力CL		7 納付手段CD		68 算出税額都単有分	128 不均一減税額都土地	12 義務者宛名番号
		8 納税整理番号		69 区分所有税額固	129 不均一減税額都家屋	13 義務者共有枝番
		9 課税明細枚数				

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

14	個人法人CL	74	図面番号	134	課税額本則都小規模	194	減税額基礎都小規模	254	登記所在地小字
15	共有分割CD	75	農地転用条文CD	135	課税額本則都一般	195	減税額基礎都一般	255	登記所在地地番
16	法人持分分子	76	農地転用目的CD	136	課税額本則都非住個	196	減税額基礎都非住個	256	登記所在地合併CD
17	法人持分分母	77	農地転用年月日	137	課税額本則都非住法	197	減税額基礎都非住法	257	登記地番別名称
18	閉鎖F	78	農地転用受付番号	138	課税額基準固小規模	198	減税額都小規模	258	市町村境F
19	未登記F	79	国調完了CL	139	課税額基準固一般	199	減税額都一般	259	都市計画編入年度
20	未評価F	80	国調地積	140	課税額基準固非住個	200	減税額都非住個	260	前課税強制入力F
24	登記済通知書番号	81	保有税CD	141	課税額基準固非住法	201	減税額都非住法	261	前年本則固小規模
22	所有者宛名番号	82	取得年月日	142	課税額基準都小規模	202	減税額都合計	262	前年本則固一般
23	所有者共有枝番	83	取得価額	143	課税額基準都一般	203	差引税相当額固	263	前年本則固非住個
24	登記地目CD	84	調査年月日	144	課税額基準都非住個	204	差引税相当額都	264	前年本則固非住法
25	登記地積	85	土地調査状況CD	145	課税額基準都非住法	205	未計算F	265	前年本則都小規模
26	登記名義人氏名名称	86	土地補正対象地積	146	課税額当年固小規模	206	賦課期日時点F	266	前年本則都一般
27	登記名義人住所所在地	87	土地補正種別CD	147	課税額当年固一般	207	所在地連結	267	前年本則都非住個
28	表示事由CD	88	土地補正種別連番	148	課税額当年固非住個	208	所在地連結登記	268	前年本則都非住法
29	表示受付年月日	89	土地補正率	149	課税額当年固非住法	209	備考	269	固定選定CL
30	表示原因年月日	90	特例CD	150	課税額当年固合計	210	遊休農地CL	270	都計選定CL
31	権利事由CD	91	特例開始年	151	課税額当年都小規模	211	特定空家CL	271	計算方式小規模都
32	権利受付年月日	92	特例終了年	152	課税額当年都一般	212	類似平均設定年度	272	計算方式一般都
33	権利原因年月日	93	特例対象地積	153	課税額当年都非住個	213	類似土地物件CD	273	計算方式非住宅都
34	画地CD	94	特例率分子固	154	課税額当年都非住法	214	状類地区番号	274	類土基本履歴番号
35	画地代表F	95	特例率分母固	155	課税額当年都合計	215	計算方式小規模	275	類土強制入力F
36	画地明細履歴番号	96	特例率分子都	156	下落率	216	計算方式一般	276	類土小規模地積
37	画地評点履歴番号	97	特例率分母都	157	負担水準率固小規模	217	計算方式非住宅	277	類土一般地積
38	画地筆数	98	軽減CD	158	負担水準率固一般	218	比準課税額固小規模	278	類土非住地積個
39	課税合計地積	99	軽減CD	159	負担水準率固非住個	219	比準課税額固一般	279	類土非住地積法
40	住宅合計地積	100	軽減開始年	160	負担水準率固非住法	220	比準課税額固非住個	280	類土本則課税固小
41	画地合計地積	101	軽減終了年	161	負担水準率都小規模	221	比準課税額固非住法	281	類土本則課税固一
42	小規模住宅戸数	102	軽減対象地積	162	負担水準率都一般	222	比準課税額都小規模	282	類土本則課税固非個
43	画地一括住宅用地CL	103	軽減率分子固	163	負担水準率都非住個	223	比準課税額都一般	283	類土本則課税固非法
44	画地一括家屋総床面積	104	軽減率分母固	164	負担水準率都非住法	224	比準課税額都非住個	284	類土本則課税都小
45	小規模合計地積	105	軽減率分子都	165	負担調整率固小規模	225	比準課税額都非住法	285	類土本則課税都一
46	一般合計地積	106	軽減率分母都	166	負担調整率固一般	226	土地補正開始年	286	類土本則課税都非個
47	非住宅合計地積	107	減免CD	167	負担調整率固非住個	227	土地補正終了年	287	類土本則課税都非法
48	現況地目CD	108	減免開始年	168	負担調整率固非住法	228	減免決定年月日	288	類土基準課税固小
49	現況地積	109	減免終了年	169	負担調整率都小規模	229	義務者事由CL	289	類土基準課税固一
50	非課税CD	110	減免対象地積	170	負担調整率都一般	230	現所有申告年月日	290	類土基準課税固非個
51	非課税開始年	111	減免率分子固	171	負担調整率都非住個	231	同画評価基礎地番大字	291	類土基準課税固非法
52	非課税終了年	112	減免率分母固	172	負担調整率都非住法	232	同画評価基礎地番地番	292	類土基準課税都小
53	非課税対象地積	113	減免率分子都	173	税相当額固	233	エー一区分	293	類土基準課税都一
54	評価額履歴番号	114	減免率分母都	174	税相当額都	234	連動更新区分	294	類土基準課税都非個
55	市街化調整区域CD	115	前年度課税手入力F	175	特例課税額固	235	表示連番	295	類土基準課税都非法
56	農地CL	116	前年度課税固小規模	176	特例課税額都	236	権利連番	296	類土負担水準固小
57	市街化農地適用CL	117	前年度課税固一般	177	軽減課税額固	237	不動産番号	297	類土負担水準固一
58	市街化農地並開始年度	118	前年度課税固非住個	178	軽減課税額都	238	表示受付番号	298	類土負担水準固非個
59	生産緑地指定F	119	前年度課税固非住法	179	軽減税額固	239	権利受付番号	299	類土負担水準固非法
60	都市計画税該当F	120	前年度課税都小規模	180	軽減税額都	240	登記作成年月日	300	類土負担水準都小
61	住宅用地CL	121	前年度課税都一般	181	減免課税額固	241	発行番号	301	類土負担水準都一
62	住宅用地CL9面積	122	前年度課税都非住個	182	減免課税額都	242	整理番号	302	類土負担水準都非個
63	地積手入力F	123	前年度課税都非住法	183	減免税額固	243	不均一課税CD	303	類土負担水準都非法
64	小規模住宅地積	124	課税計算CL	184	減免税額都	244	不均一課税開始年	304	表示受付年月日外部
65	一般住宅地積	125	評価額前回	185	減税額基礎固小規模	245	不均一課税終了年	305	権利受付年月日外部
66	非住宅地積	126	評価額今回	186	減税額基礎固一般	246	不均一課税地積	306	登記異動年月日
67	仮換地地区	127	評価額全体	187	減税額基礎固非住個	247	不均一課税税率固	307	権利者異動年月日
68	仮換地ブロック本番	128	非住宅地積個	188	減税額基礎固非住法	248	不均一課税税率都	308	課税地積
69	仮換地ブロック枝番	129	非住宅地積法	189	減税額固小規模	249	不均一課税減税額固	309	現況用途CD
70	仮換地ロット本番	130	課税額本則固小規模	190	減税額固一般	250	不均一課税減税額都	310	用途変更年度小規模
71	仮換地ロット枝番	131	課税額本則固一般	191	減税額固非住個	251	更正事由CD	311	用途変更年度一般
72	仮換地理由	132	課税額本則固非住個	192	減税額固非住法	252	更正年月日	312	用途変更年度非住宅
73	仮換地保留地CL	133	課税額本則固非住法	193	減税額固合計	253	登記所在地大字	313	住宅率

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

314	画地地積強制入力F	24	想定整形地積	9	宅地比準F	28	部屋番号	88	評価種類CD
315	義務者異動理由CL	25	陸地割合	10	形状CL	29	仮換地地区	89	工法CD
316	課税額本則固非住宅	26	三角地CL	11	状況類似地区状況CL	30	仮換地ブロック本番	90	建築年月日
317	課税額本則固合計	27	三角地角度	12	間口距離	31	仮換地ブロック枝番	91	評価建築年
318	課税額本則都非住宅	28	近い奥行	13	奥行距離	32	仮換地ロット本番	92	経過年数
319	課税額本則都合計	29	大規模工場用地地積	14	奥行距離H8	33	仮換地ロット枝番	93	市街化調整区域CD
320	下落率固小規模	30	按分率	15	状況類似番号	34	未登記F	94	都市計画税該当F
321	下落率固一般	31	標準地番号	16	標準地地積	35	登記済通知書番号	95	簡易附属家F
322	下落率固非住宅	32	比準間口距離	17	使用最終年度	36	表示事由CD	96	調査評点単価
323	下落率都小規模	33	比準奥行距離			37	表示受付年月日	97	調査評点合計
324	下落率都一般	34	比準形状CL	土地単価明細情報		38	表示原因年月日	98	再建築費単価
325	下落率都非住宅	35	比準日照状況CL	1	単価種別CL	39	権利事由CD	99	再建築費評点数
326	課税額基準固合計	36	比準田面乾湿CL	2	評価地目CD	40	権利受付年月日	100	経年減点補正率
327	課税額基準都合計	37	比準農地傾斜CL	3	市街化調整区域CD	41	権利原因年月日	101	強制経年減点補正率
328	負担水準率固非住宅	38	比準保水排水CL	4	単価番号	42	所有者宛名番号	102	積雪寒冷地補正率
329	負担調整率固非住宅	39	比準耕うん難易CL	5	基準年度	43	所有者共有枝番	103	損耗補正率
330	負担水準率都非住宅	40	比準災害CL	6	用途地区CD	44	登記名義人氏名名称	104	家屋補正種別CD
331	負担調整率都非住宅	41	比準標高差	7	幅員	45	登記名義人住所所在地	105	家屋補正率
332	減免開始年月日	42	比準支線距離	8	単位CL	46	家屋番号	106	評点数
333	減免終了年月日	43	比準幹線距離	9	基準年単価	47	符号	107	一点単価
334	強制評価額全体	44	画地補正種別CD	10	単価	48	建物番号	108	理論評価額
335	P3平5農地課税	45	画地補正種別連番	11	時点修正率	49	登記構造CD	109	強制評価額
336	P3階層	46	画地補正率	12	日照状況CL	50	登記種類CD	110	決定価格
337	P3住宅割合	47	想定整形奥行距離	13	田面乾湿CL	51	登記屋根CD	111	複合構造評価連番
338	P3全軽CD	48	想定整形間口距離	14	農地傾斜CL	52	登記階層地上	112	複合構造主たる建物F
339	P3決定理由CD	49	連動更新区分	15	保水排水CL	53	登記階層地下	113	複合構造現況構造CD
		50	P3計算例外CD	16	耕うん難易CL	54	該当階層地上地下CL自	114	複合構造評価種類CD
土地基本評価額情報		51	P3比準割合	17	災害CL	55	該当階層階自	115	複合構造経過年数
1	相当年度	52	P3連動更新区分	18	標高差	56	該当階層地上地下CL至	116	複合構造再建単価
2	物件CD			19	支線距離	57	該当階層階至	117	複合構造経年補正率
3	評価額履歴番号	土地基本画地評点情報		20	幹線距離	58	登記床面積1階部分	118	複合構造雪寒補正率
4	評価替年度	1	相当年度			59	登記床面積1階以外	119	特例CD
5	評価額全体	2	画地CD	家屋基本情報		60	登記床面積合計	120	特例開始年
6	評価額課税	3	画地評点履歴番号	1	相当年度	61	家屋評価システム番号	121	特例終了年
7	評価点手入力	4	評価替年度	2	物件CD	62	現況構造CD	122	特例対象床面積
		5	単位CL	3	家屋基本履歴番号	63	現況種類CD	123	特例率分子固
土地基本画地明細情報		6	用途地区CD	4	異動事由CD	64	登記種類名	124	特例率分母固
1	相当年度	7	正面路線価	5	異動年月日	65	現況屋根CD	125	特例率分子都
2	画地CD	8	側方1路線価	6	棟番号本番	66	現況階層地上	126	特例率分母都
3	画地明細履歴番号	9	側方2路線価	7	棟番号登記枝番	67	現況階層地下	127	軽減CD
4	評価替年度	10	二方路線価	8	棟番号枝番	68	現況床面積1階部分	128	軽減開始年
5	評価CL	11	標準地単価	9	主たる建物F	69	現況床面積1階以外	129	軽減終了年
6	評価地目CD	12	正面路線評価点	10	県評価F	70	現況床面積合計	130	軽減対象個数
7	市街化調整区域CD	13	側方1路線評価点	11	義務者宛名番号	71	各階床面積履歴番号	131	軽減対象床面積
8	造成費CD	14	側方2路線評価点	12	義務者共有枝番	72	非課税CD	132	軽減率分子固
9	正面路線番号	15	二方路線評価点	13	個人法人CL	73	非課税開始年	133	軽減率分母固
10	正面間口距離	16	造成費加減	14	共有分割CD	74	非課税終了年	134	軽減率分子都
11	正面奥行距離	17	造成費	15	閉鎖F	75	非課税対象床面積	135	軽減率分母都
12	側方1路線番号	18	合計評価点	16	所在地大字	76	調査年月日	136	軽減非該当CD
13	側方1間口距離	19	P3評価CL	17	所在地小字	77	調査状況CD	137	軽減非該当個数
14	側方1奥行距離			18	所在地地番	78	貸家F	138	減免CD
15	側方1角地CL	土地単価情報		19	所在地合併CD	79	新增減CL	139	減免開始年
16	側方2路線番号	1	単価種別CL	20	所在地分離番号	80	棟数加算CL	140	減免終了年
17	側方2間口距離	2	評価地目CD	21	地番別名称	81	住宅戸数	141	減免対象床面積
18	側方2奥行距離	3	市街化調整区域CD	22	外所在地F	82	居住部分床面積	142	減免率分子固
19	側方2角地CL	4	単価番号	23	外筆数	83	評価替CL	143	減免率分母固
20	二方路線番号	5	標準地大字	24	外所在地履歴番号	84	評価替年度	144	減免率分子都
21	二方間口距離	6	標準地小字	25	画地CD	85	経過措置評価額	145	減免率分母都
22	二方奥行距離	7	標準地地番	26	共有宛名番号	86	減価額	146	特例課税額固
23	不整形CL	8	標準地合併CD	27	共有枝番	87	上昇率	147	特例課税額都

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

148	課税額固	208	不均一課税減税額都	9	単独課税CL	69	公簿住所所在地力ナ	44	耐用開始年	
149	課税額都	209	更正事由CD	10	事業所CL	70	公簿設立年月日	45	適用月数	
150	税相当額固	210	更正年月日	11	資本金	71	事業種目名称	46	増加率	
151	税相当額都	211	評価額全体	12	義務者電話番号	72	所在郵便番号	47	備考	
152	軽減税額固	212	一棟全体評価額	13	事業開始年月日	73	所在市区町村CD	48	軽減CD	
153	軽減税額都	213	評価相当額補正後	14	事業終了年月日	74	所在町字CD	49	軽減率分子	
154	減免税額固	214	タワーマンションF	15	閉鎖事由CD	75	所在都道府県名	50	軽減率分母	
155	減免税額都	215	一棟全体課税額固	16	決算期	76	所在市区郡町村名	51	軽減開始年	
156	差引税相当額固	216	一棟全体課税額都	17	屋号	77	所在町字名	52	軽減終了年	
157	差引税相当額都	217	課税額固補正後	18	応答者氏名	78	所在番地号表記	53	軽減税額帳簿	
158	未計算F	218	課税額都補正後	19	応答者電話番号	79	所在方書名	54	軽減税額評価	
159	賦課期日時点F	219	階層補正税額増減率	20	税理士宛名番号	80	催告書申告期限	55	賦課期日時点F	
160	棟番号連結	220	階層補正増減額固	21	短縮耐用年数承認CL	81	確認結果	56	償却集計履歴番号	
161	所在地連結	221	階層補正増減額都	22	増加償却届出CL	82	催告書送管理備考	57	税相当額	
162	家屋番号連結	222	登録年月日	23	非課税該当資産CL	83	事業種目CD	58	不均一課税CD	
163	備考	223	現況床面積合計専有	24	課税標準特例CL			59	不均一課税開始年	
164	一棟全体物件CD	224	現況床面積合計共用	25	特別償却圧縮記帳CL	償却一品情報			60	不均一課税終了年
165	一棟全体履歴番号	225	建築CL	26	税務会計上償却方法CL	1	相当年度	61	不均一課税税率	
166	一棟部屋分割F	226	減失CL	27	青色申告CL	2	義務者宛名番号	62	不均一課税減税額	
167	一棟部屋分割閉鎖F	227	減失年月日	28	借用資産CL	3	償却種類CD	63	例外耐用年数適用CL	
168	階層	228	一部減失部分床面積	29	事業所用家屋所有CL	4	資産番号	64	物件CD	
169	階層別専有床面積補正	229	改築年	30	借用資産貸主名称	5	償却一品履歴番号	65	異動年月日	
170	専有床面積補正前	230	増改築年月日	31	申告書発送CL	6	一品異動CD	66	課税CL	
171	専有床面積補正後	231	増改築前床面積	32	申告書発送年月日	7	申告年度	67	決定価格	
172	専有床面積補正後合計	232	増改築前居住床面積	33	申告書受付年月日	8	資産の名称	68	課税標準額	
173	損耗状況CD	233	棟数	34	申告書修正受付年月日	9	一品資産CL	69	摘要	
174	損耗残価率	234	登記所在地大字	35	督促催告書送CL	10	数量	70	減免開始年月日1	
175	経年減点補正率経過	235	登記所在地小字	36	督促年月日	11	取得年月	71	減免終了年月日1	
176	理論評価額経過	236	登記所在地地番	37	催告年月日	12	元旦取得CL	72	減免決定年月日	
177	経過措置評価額経過	237	登記所在地合併CD	38	価格決定CL	13	手入力CL			
178	強制経年減点抹消F	238	登記所在地分離番号	39	合算価格決定CL	14	取得価額	償却集計情報		
179	明細番号	239	登記地番別名称	40	課税標準額	15	取得価額前回	1	相当年度	
180	減免決定年月日	240	登記外所在地F	41	合算課税標準額	16	増加事由CD	2	義務者宛名番号	
181	義務者事由CL	241	登記外筆数	42	調査年月日	17	減少事由CD	3	合算先義務者宛名番号	
182	現所有申告年月日	242	市町村境F	43	償却調査状況CD	18	減少CL	4	償却申告CL	
183	表示連番	243	表示受付年月日外部	44	前年申告状況CD	19	特例CD	5	償却集計履歴番号	
184	権利連番	244	権利受付年月日外部	45	資産の所在地	20	特例率分子	6	価格決定CL	
185	不動産番号	245	登記異動年月日	46	添付資料番号	21	特例率分母	7	前年前取得価額	
186	登記構造名	246	権利者異動年月日	47	添付資料名称	22	特例適用年度	8	前年中減少価額	
187	登記種類	247	棟番号	48	備考	23	特例開始年	9	前年中取得価額	
188	表示受付番号	248	主棟物件CD	49	賦課期日時点F	24	特例終了年	10	取得価額合計	
189	権利受付番号	249	義務者異動理由CL	50	申告書作成停止F	25	減免CD	11	帳簿価額	
190	登記作成年月日	250	タワマン補正CL	51	種類別明細作成停止F	26	減免率分子	12	評価額	
191	発行番号	251	減免開始年月日	52	種類別明細閲覧停止F	27	減免率分母	13	課税額帳簿	
192	整理番号	252	減免終了年月日	53	発送物名称	28	減免開始年	14	課税額評価	
193	一棟全体建物番号	253	一棟全体評価額課税	54	発送日	29	減免終了年	15	控除課税額帳簿	
194	建物名称	254	家屋番号別名称	55	申告日	30	帳簿価額今回	16	控除課税額評価	
195	敷地権地番別名称	255	強制一点単価	56	税理士氏名名称	31	帳簿価額前回	17	特例課税額帳簿	
196	敷地権CD	256	強制一棟全体評価額	57	税理士電話番号	32	評価額今回	18	特例課税額評価	
197	敷地権種類名	257	強制評価相当額補正後	58	対応経過の記録	33	評価額前回	19	減免税額帳簿	
198	居住部分床面積専有			59	申告CL	34	控除課税額帳簿	20	減免税額評価	
199	居住部分床面積共用	償却申告情報			60	公簿郵便番号	35	控除課税額評価	21	賦課期日時点F
200	一棟全体現況床面積	1	相当年度	61	公簿住所所在地	36	最低限度CL帳簿	22	備考	
201	不均一課税CD	2	義務者宛名番号	62	公簿市区町村CD	37	最低限度CL評価	23	軽減税額帳簿	
202	不均一課税開始年	3	償却申告履歴番号	63	公簿町字CD	38	加算控除額帳簿	24	軽減税額評価	
203	不均一課税終了年	4	申告状況CD	64	公簿都道府県名	39	加算控除額評価	25	税相当額	
204	不均一課税床面積	5	電子申告F	65	公簿市区郡町村名	40	減免税額帳簿	26	不均一課税減税額	
205	不均一課税税率固	6	産業分類大分類CD	66	公簿町字名	41	減免税額評価	27	更正事由CD	
206	不均一課税税率都	7	産業分類CD	67	公簿番地号表記	42	耐用年数	28	更正年月日	
207	不均一課税減税額固	8	合算先義務者宛名番号	68	公簿方書名	43	減価残存率	29	数量	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人情報		60	前住所_区CD	120	審判確定日	法人情報		11	送付先枝CD
1	宛名番号	61	前住所_大字CD	121	成年被後見人認知日	1	宛名番号	12	送付先方書CD
2	照会キー	62	前住所_番地CD	122	国籍喪失年月日	2	法人履歴番号	13	送付先住所名
3	履歴番号	63	前住所_枝CD	123	住登外住民種別CD	3	住民種別CD	14	送付先方書名
4	受付番号	64	前住所_方書CD	124	死亡年月日	4	所在地区区分	15	送付先郵便番号
5	住民種別CD	65	前住所_住所名	125	住所_都道府県	5	所在地_自治省CD	16	送付先行政区CD
6	住記住民状態CD	66	前住所_方書名	126	住所_市区郡町村名	6	所在地_全国大字CD	17	送付先名称
7	住民状態CD	67	前住所_郵便番号	127	住所_町字	7	所在地_大字CD	18	送付先名称カナ
8	世帯番号	68	前住所_行政区CD	128	住所_番地号表記	8	所在地_番地CD	19	送付先支店名称
9	世帯主氏名	69	住なく年月日	129	P4町名CD	9	所在地_枝CD	20	送付先部署名称
10	世帯主氏名カナ	70	日頃フラグ	130	P4番地CD	10	所在地_方書CD	21	法人区分
11	住記外国人続柄CD	71	住なく届出年月日	131	P4枝CD	11	所在地_住所名	22	法人格挿入位置区分
12	続柄CD	72	住なく事由CD	132	P4町名名称	12	所在地_方書名	23	備考
13	混合世帯番号	73	転出先住所_住所区分	133	P4郵便番号	13	所在地_郵便番号	24	送付先都道府県
14	混合世帯続柄CD	74	転出先住所_自治省CD			14	所在地_行政区CD	25	送付先市区郡町村名
15	住所_住所区分	75	転出先住所_全国大字CD	住登外情報		15	法人名称	26	送付先町字
16	住所_自治省CD	76	転出先住所_番地CD	1	宛名番号	16	支店名称	27	送付先番地号表記
17	住所_全国大字CD	77	転出先住所_枝CD	2	照会キー	17	部署名称	28	連絡先区分
18	住所_区CD	78	転出先住所_住所名	3	住登外履歴番号	18	法人名称カナ	29	電話番号
19	住所_大字CD	79	転出先住所_方書名	4	住民種別CD	19	支店名称カナ	30	送付先区分
20	住所_番地CD	80	転出先住所_郵便番号	5	住民状態CD	20	部署名称カナ	31	送付先を設定する理由
21	住所_枝CD	81	転出予定年月日	6	住所_住所区分	21	法人区分		
22	住所_方書CD	82	転確年月日	7	住所_自治省CD	22	法人格挿入位置区分	納管人情報	
23	住所_住所名	83	世帯区分	8	住所_全国大字CD	23	本支店区分	1	宛名番号
24	住所_方書名	84	国籍CD	9	住所_区CD	24	代表法人番号	2	使用業務CD
25	住所_郵便番号	85	上陸年月日	10	住所_大字CD	25	法人整理番号	3	納管人開始年月日
26	住所_行政区CD	86	外国人住民年月日	11	住所_番地CD	26	法人設立年月日	4	納管人停止年月日
27	氏名	87	第30条45規定区分	12	住所_枝CD	27	法人設立届出年月日	5	納管人履歴番号
28	氏名カナ	88	在留資格CD	13	住所_方書CD	28	法人廃止年月日	6	納管人宛名番号
29	外国人漢字氏名	89	在留期間_自	14	住所_住所名	29	法人廃止届出年月日	7	納管人種別CD
30	外国人漢字氏名カナ	90	在留期間_至	15	住所_方書名	30	特徴事業所該当区分	8	備考
31	AL氏名	91	在留期間	16	住所_郵便番号	31	特徴指定番号	9	連絡先区分
32	AL氏名カナ	92	在留CD等番号	17	住所_行政区CD	32	代表特徴法人番号	10	電話番号
33	旧氏名	93	在留CD等番号区分	18	氏名	33	特徴納期特例区分		
34	旧氏名カナ	94	交付年月日	19	氏名カナ	34	特徴徴収区分	連絡先情報	
35	通称名	95	有効期間等	20	AL氏名	35	特徴納入書区分	1	宛名番号
36	通称名カナ	96	住民票CD	21	AL氏名カナ	36	指定事業者CD	2	使用業務CD
37	併記名	97	住民票作成年月日	22	通称名	37	法人番号	3	連絡先履歴番号
38	生年月日	98	住民票作成事由CD	23	通称名カナ	38	所在地_都道府県	4	連絡先区分
39	性別CD	99	外国人登録番号	24	生年月日	39	所在地_市区郡町村名	5	連絡先電話番号
40	住民年月日	100	連絡先電話番号	25	性別CD	40	所在地_町字	6	連絡先FAX番号
41	住民届出年月日	101	更新区分	26	混合世帯番号	41	所在地_番地号表記	7	電子メールアドレス
42	住民事由CD	102	届出年月日	27	混合世帯続柄CD	42	法人管理番号	8	備考
43	住定年月日	103	業務処理年月日	28	在留CD等番号	43	代表者_氏名		
44	住定届出年月日	104	発行停止区分	29	在留CD等番号区分	44	法人番号公表の同意	組合情報	
45	住定異動事由CD	105	宛名区分	30	宛名区分	45	屋号	1	組合番号
46	住定処理区分	106	氏名半角区分	31	制度個人番号	46	法人の担当部署	2	組合名称カナ
47	市外前住所_住所区分	107	未作成外字フラグ	32	住登外住民種別CD	47	登録部署	3	組合名称
48	市外前住所_自治省CD	108	制度個人番号	33	届出年月日			4	組合区分
49	市外前住所_全国大字CD	109	氏名カナ確認フラグ	34	氏名優先区分	送付先情報		5	組合設立年月日
50	市外前住所_大字CD	110	旧氏カナ確認フラグ	35	死亡年月日	1	宛名番号	6	組合廃止年月日
51	市外前住所_番地CD	111	通称名カナ確認フラグ	36	国籍CD	2	使用業務CD	7	組合長宛名番号
52	市外前住所_枝CD	112	成年被後見人該当有無	37	在留資格CD	3	送付先開始年月日	8	組合長就任年月日
53	市外前住所_方書CD	113	成年被後見人登録日	38	在留期間	4	送付先停止年月日	9	備考
54	市外前住所_住所名	114	生年月日連携	39	在留期間満了日	5	送付先履歴番号		
55	市外前住所_方書名	115	住民年月日連携	40	通称名カナ確認フラグ	6	所在地区区分	組合員情報	
56	市外前住所_郵便番号	116	住定年月日連携	41	住所_都道府県	7	送付先自治省CD	1	宛名番号
57	前住所_住所区分	117	外国人住民年月日連携	42	住所_市区郡町村名	8	送付先全国大字CD	2	使用業務CD
58	前住所_自治省CD	118	異動年月日連携	43	住所_町字	9	送付先大字CD	3	組合員開始年月日
59	前住所_全国大字CD	119	氏名優先区分	44	住所_番地号表記	10	送付先番地CD	4	組合員停止年月日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

5	組合員履歴番号
6	組合番号
7	組合特例該当区分
8	備考
口座情報	
1	宛名番号
2	使用業務CD
3	口座用途区分
4	口座開始年月日
5	口座停止年月日
6	口座履歴番号
7	金融機関CD
8	店舗CD
9	口座種別
10	口座番号
11	名義人漢字
12	名義人カナ
13	振替方法
14	口座振替依頼日
15	一時停止該当区分
16	備考
17	一時停止開始年月日
18	一時停止終了年月日
19	口座振替通知送付年月日
名寄せ情報	
1	名寄元宛名番号
2	名寄先宛名番号
3	備考
その他情報	
1	最初登録業務CD
2	処理年月日
3	処理時刻
4	異動事由CD
5	登録年月日
6	異動年月日
7	論理削除区分
8	論理削除年月日
9	更新者職員番号
10	更新者所属CD

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 大分市民の個人番号、基本5情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得するため、対象者以外の情報及び必要な情報以外の情報を入手することはない。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムからの住基情報の入手は、事前に固定資産税システムに登録されている住民に関する情報及び固定資産税システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。 (eLTAXからの入手分) 1. 地方税ポータルシステムでは、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があることから、当該申告等の手続きを行おうとする者のみの申告等の受付を行うこととなる。また、利用者から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住基情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 端末にアクセスするためのID、パスワード及び生体認証による認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 2. 利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 3. ログインするためのパスワードを定期的に変更している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1. のぞき見防止フィルムを貼付し、窓口から特定個人情報が見えないようにする。 2. 一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 3. 特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 ・特定個人情報の提供を限定する。 ・情報流出を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・特定個人情報の提供先を限定する。 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる。 ・再委託を原則として禁止する。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	再委託は認めていない。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1. 特定個人情報の提供・移転について、番号利用法関係法令で定められた事項についてのみに行う。 2. 管理者が指定したIDでのみアクセス権限を与えるシステムとなっている。	
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 1. 情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システム等を通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止している。 2. 照会に伴う提供については、照会の根拠となる法令等の記載により確認を行っており、記載のないもの、根拠として認められないものについては提供を行わないこととしている。 3. 統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号利用法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。 4. 移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。 5. 他自治体等からの照会に伴う提供については、基本5情報などにより本人と特定できる場合にしか提供を行わないこととしており、提供先については、照会文書に記載された情報以外でも住所等を確認することとしており、誤った情報、誤った相手への提供を防止している。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアの措置> 1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアの措置> 1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3. 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	

その他の措置の内容	＜大分市の措置＞ ○物理的対策 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、生体認証による入退管理をおこなっている。また、自動消火設備及び無停電電源装置を設置している。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバー室同様のセキュリティ区画であり施錠管理をしている。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 紙媒体の保管を行うキャビネット及び倉庫については、施錠管理を行っている。 ○技術的対策 1. ウイルス対策ソフトの導入 2. 不正プログラム対策: コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。 また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 大分市情報セキュリティ対策基準等に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 3. 不正アクセス対策: 大分市情報セキュリティ対策基準等に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ○物理的対策 1. 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ○技術的対策 1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 4. 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 5. 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 6. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 7. 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ○物理的対策 1. ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 2. 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ○技術的対策 1. 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 2. 大分市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 3. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 4. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 5. 大分市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 6. ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 7. 大分市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 8. 大分市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
------------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法 <大分市の措置> 1. 関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 2. 委託業者に対しては、従業員に対し個人情報の保護に関する必要事項の周知をするよ義務づけ、必要があれば随時調査できることを秘密保持契約にて締結する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2. 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。		
10. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームの措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する大分市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、大分市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、大分市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	大分市 総務部総務課 情報公開室 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 問い合わせ先電話番号 097-534-6111
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	大分市役所 財務部 資産税課 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 問い合わせ先電話番号 097-537-5610
②対応方法	・問い合わせを受付、口頭又は書面により回答する。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年11月7日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月7日			しきい値判断結果の変更に伴い全項目評価書から重点項目評価書へ変更		
令和7年9月2日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	1. (略) 2. 宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 3. (略)	1. (略) 2. 宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本5情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 3. (略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価書様式の一部改正による)
令和7年9月2日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	大分市役所 財務部 資産税課 企画部 情報政策課	大分市役所 財務部 資産税課 企画部 デジタル戦略局 情報政策課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(機構改革に伴う修正)
令和7年9月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	個人番号、その他識別番号:対象者を特定するために保有 4情報:登記記載情報を保持するために所有 地方税関係情報:固定資産税賦課事務のために保有	個人番号、その他識別番号:対象者を特定するために保有 5情報:登記記載情報を保持するために所有 地方税関係情報:固定資産税賦課事務のために保有	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価書様式の一部改正による)
令和7年9月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<システム保有データ> (略) <紙媒体> (略) <ガバメントクラウドにおける措置> (略)	<システム保有データ> (略) <紙媒体> (略) <ガバメントクラウドにおける措置> (略) 1. 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 2. 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年9月2日	別添1 特定個人情報ファイル記録項目	前回作成時(令和6年11月7日)の記録項目	最新の記録項目に更新	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年9月2日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得するため、対象者以外の情報及び必要な情報以外の情報を入手することはない。 2. (略) (eLTAXからの入手分) 1. (略)	1. 大分市民の個人番号、基本5情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得するため、対象者以外の情報及び必要な情報以外の情報を入手することはない。 2. (略) (eLTAXからの入手分) 1. (略)	事後	重要な変更に該当しない (評価書様式の一部改正による)
令和7年9月2日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. 他自治体等からの照会に伴う提供については、基本4情報などにより本人と特定できる場合にしか提供を行わないこととしており、提供先については、照会文書に記載された情報以外でも住所等を確認することとしており、誤った情報、誤った相手への提供を防止している。	1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. 他自治体等からの照会に伴う提供については、基本5情報などにより本人と特定できる場合にしか提供を行わないこととしており、提供先については、照会文書に記載された情報以外でも住所等を確認することとしており、誤った情報、誤った相手への提供を防止している。	事後	重要な変更に該当しない (評価書様式の一部改正による)
令和7年9月2日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. (略) 2. (略) (※1)(略) (※2)番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報データをリスト化したもの。 (※3)(略)	<中間サーバー・ソフトウェアの措置> 1. (略) 2. (略) (※1)(略) (※2)番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)(略)	事後	重要な変更に該当しない (誤字・脱字等の修正)

令和7年9月2日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・ソフトウェアの措置> 1. (略) 2. (略) <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・ソフトウェアの措置> 1. (略) 2. (略) <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年9月2日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<大分市の措置> ○物理的対策 (略) ○技術的対策 1. (略) 2. 不正プログラム対策: コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 大分市情報化推進のためのICT活用に関する要綱等に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 3. 不正アクセス対策: 大分市情報化推進のためのICT活用に関する要綱等に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。	<大分市の措置> ○物理的対策 (略) ○技術的対策 1. (略) 2. 不正プログラム対策: コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 大分市情報セキュリティ対策基準等に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 3. 不正アクセス対策: 大分市情報セキュリティ対策基準等に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年9月2日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームの措置> ○物理的対策 1. 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<中間サーバー・プラットフォームの措置> ○物理的対策 1. 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年9月2日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームの措置> ○技術的対策 1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> (略)	<中間サーバー・プラットフォームの措置> ○技術的対策 1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 4. 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 5. 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 6. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 7. 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> (略)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和7年9月2日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ （略）	＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ （略）	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
----------	-------------------------	---	---	----	-------------------